



令和8年4月24日

職員課

## 職員の服装軽装化の通年実施に向けた試行開始

「働きやすく信頼できる市役所があるまち」の実現に向け、市民にとって親しみやすい市役所の雰囲気をつくるため、職員の服装について軽装での勤務という選択肢を増やすことで、生き生きと仕事ができる環境づくりに取り組めます。

### 1 導入による効果

- (1) 働きやすい職場環境の推進のため、服装の選択肢を増やすことで、職員のストレス軽減や健康増進、モチベーションアップなどを図り、業務能率の向上や行政サービスの更なる充実につなげます。
- (2) 軽装勤務で働く希望者が増える中で、「服装」が職業選択における判断の要素となっています。服装の選択肢を増やすことで、「選ばれる」就職先を目指します。

### 2 ガイドライン（案）

- (1) 公務員としての品位を保持し、TPO（時、場所、場合）に応じた市民に不快感を与えない節度ある服装となるよう、華美なものは避け、公私をわきまえた服装とすること。
- (2) 議会や市民参加の会議、式典への出席等、社会通念上必要と考えられる場におけるネクタイやジャケットの着用については、必要に応じて対応すること。

### 3 試行期間

令和8年6月1日～当面の間（取り組み効果を検証後、本格実施を検討する予定）